

第6章 協働で進めるまちづくり (住民参画、コミュニティ、人権・男女共同参画)

地域の課題を共に考え、解決していくために
多様な主体との協働によるまちづくりを推進します。

基本方針と関連するSDGs*の目標



1 住民参画によるまちづくりの推進

1 現状と課題

まちづくりの課題が多様化・複雑化していく中で、市民、NPO、ボランティア団体など多様な主体が参画し、自治体と協働してまちづくりを進めていくことが重要です。

本市では、市政に対する幅広い意見を市民から聴取するため、審議会等における委員の公募を行っています。女性や若年層委員の増加を図ることが今後の課題です。特に、本市の将来を担う中心的存在となる若者世代の意見を取り入れながら、安心して子どもを産み育て、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくことが重要です。そこで、市内の若年層で構成する「地方創生未来会議」を設置し、若い世代からの提言を、次期総合戦略*の策定や自治体SDGs*の推進に反映させる必要があります。このほか、庁舎の提言箱や市ホームページ、広報紙、アンケート調査を通して市民の意見を聴取するとともに、各種計画の策定段階ではワークショップ*を実施しています。今後は、住民参加型会議や誰もが参加できるワークショップ*の手法の検討など、更に幅広い市民の意見を聴取できるような仕組みづくりが必要です。

また、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する事業に主体的に取り組む団体に対し「市民協働まちづくり事業補助金」を交付しています。更なる協働のまちづくりを進めるために、NPO法人等の育成に努めるほか、補助制度の積極的な利用を促進していく必要があります。

更に、公民館活動や各種社会教育関係団体の活動に加え、スポーツ指導者講習会、子供会育成連絡協議会、ジュニアリーダークラブ活動などの多様な取組を通じ、地域リーダーの育成を図っています。こうしたまちづくり活動を推進する団体において高齢化が進行しているため、若い世代の確保・育成が喫緊の課題となっています。

情報公開制度については、市民等からの請求に対して、条例に基づいた対応を図っています。情報公開や個人情報開示請求などの実績について、広報等を通じて公表しています。引き続き制度の適切な運用を継続していくために、研修等を通じて職員の知識向上に努める必要があります。

2 主要施策

<p>①住民と行政とのパートナーシップの確立</p>	<p>委員公募や各種会議の委員の任用について、女性や若者が参加しやすい仕組みづくりを行うとともに、ワークショップ*や各種団体との懇談会等の開催について協議可能なテーマについて検討します。また、市民の意見や提言を市政に反映できるよう、広聴活動の周知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主要な計画の策定段階でのパブリックコメント*の実施 ●審議会等の委員公募拡充 ●地方創生未来会議の設置など若年層や女性の意見聴取機会の創出と市政への反映 ●協働の場となるワークショップ*や各種団体との懇談会等の実施 ●広聴制度の周知徹底
<p>②住民参画事業の充実と人的ネットワークの形成</p>	<p>市民やボランティア団体、NPO法人が主体的に協働のまちづくりに取り組めるよう、市民協働まちづくり事業補助制度の活用を推進するとともに、若い地域リーダーの人材育成に努めます。そして、地域コミュニティの活性化や市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民協働によるまちづくり制度の推進 ●小さな拠点づくり ●地域や団体が企画するまちづくり活動の支援 ●まちづくり活動のネットワークづくり ●地域リーダーなどの人材育成・強化
<p>③情報公開・提供の推進</p>	<p>情報公開制度や個人情報保護の適切な運用を継続していくために、職員研修等を通じて各部署の知識の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりに関する情報の提供や政策検討過程における情報提供の充実 ●広報紙、ホームページ等の媒体を通じた的確で分かりやすい情報の提供 ●個人情報の保護、情報公開請求への適切な対応



2 住民と共に進めるまちづくりの推進

1 現状と課題

地域や行政を取り巻く環境の変化により、行政のみでの取組や行政主導のまちづくりでは対応することができない地域の課題が増加しています。こうした中で、従来の行政主導型から、地域と行政が共通の目標に向かって共に進める地域協働型のまちづくりへの転換が求められています。

本市では、これまでも市民との協働によりさまざまな分野において施策を実施してきました。今後は、市の重要施策をはじめ、「資源循環型社会のまちづくり」の実現に向けた新電力事業やバイオマス事業など、より一層の住民との協働が求められています。

新電力事業では、事業所等の新電力への切り替えは多いものの、市民の新電力への移行はまだ少ない状況です。市民への啓発等により事業に対する理解の深化を促し、地域と行政が一体となってエネルギーの地産地消の実現を目指す必要があります。

また、分別によるごみの減量化や資源化に取り組み、環境にやさしいまちづくりを推進しています。こうした中で、バイオマスセンター*の稼働に伴い、生ごみの分別収集も始まったことから、ごみの収集に関する市民への負担が増加しています。しかし、資源循環型社会の形成を実現するには、取組に対する市民の理解と協力が必要不可欠です。バイオマス事業などの環境施策を円滑に推進していくためにも、「資源循環型社会のまちづくり」に対する理解の深化を促していくことが重要であるため、積極的な啓発に取り組む必要があります。

今後も、住民が市政への関心を高め、まちづくりの当事者としてまちづくりに取り組んでもらうために、住民との「対話」を基本とした協働事業の推進に努めます。

2 主要施策

① 市民協働による施策の推進

住民との対話を基本とし、行政情報の発信・共有化に努め、施策に対する理解を得ながら、市民との協働により各種事業を推進します。

- 市民協働による各施策の推進



3 地域での連帯感の創出

1 現状と課題

平成19年に瀬高町・山川町・高田町が合併し、本市が誕生しました。ふるさと意識を醸成するために、平成22年には市の木(楠)・花(桜)を、平成23年には市民憲章を制定し、平成26年には「くすっぴー」を市のマスコットキャラクターに定め、市の一体感の醸成に努めています。引き続き、地域の連帯感が生まれるような機会の創出に努め、みやま市民としてのシビックプライド(市への誇りや愛着)を醸成し、市全体が一体となるまちづくりを進めていくことが重要です。

また、コミュニティ活動の活性化に向けて、各公民館において役員能力の向上や、地域の特色を生かした事業の展開に努めています。しかし、活動の参加者が固定化しているため、全市的な取組には至っていません。さらに、地域活動のリーダーが高齢化しているため、若い世代の確保・育成に努めていく必要があります。

コミュニティセンターの建設や備品整備を行い、自治会を中心としたコミュニティ活動の活性化も図っています。コミュニティ助成事業を活用した自治会の支援に、継続して取り組む必要があります。

2 主要施策

<p>①ふるさと意識の醸成</p>	<p>みやま市民としてのシビックプライドを醸成するための取組として、市民が一体となれる機会の創出などに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種イベント・祭りを通じたふれあい・交流の推進
<p>②コミュニティ活動の活性化</p>	<p>地域コミュニティによるまちづくり活動を推進します。また、小学校の再編に伴う校区公民館の組織や活動について検討を進めます。このほか、地域活動を担う若い世代の人材育成に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治組織等のコミュニティ団体との連携強化による協働の推進 ●校区公民館活動の充実 ●指導者育成のための研修会や交流機会の創出等支援活動の充実



4 人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進

1 現状と課題

人権とは、すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは、人間が人間らしく生きる権利で、誰もが生まれながらに持つ基本的な権利です。

本市は、「みやま市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」のもと、世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者差別、女性差別、外国人差別、いじめ等あらゆる差別を撤廃し、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市を目指しています。これを実現するためにも、人権教育や市民の人権意識の高揚に努めるとともに、関係機関と協力の上、あらゆる差別の撤廃に関する施策を効果的に推進することとしており、そこに市民の協力は欠かすことができません。

人権教育については、「みやま市人権教育・啓発基本指針」を活用し、人権文化の実現に向けた教育啓発を推進しています。また、部落差別については「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、お互いを認め合い、尊重する温かい地域のつながりの実現を目指しています。今後も、学校や地域、行政等における人権教育を推進し、より多くの市民を対象に人権意識の醸成を図ることが必要です。併せて、こうした活動を推進する人材の育成が求められています。

人権問題に関わる人権擁護推進体制、相談体制の充実については、法務局から委嘱された人権擁護委員による「人権何でも相談」を定期的実施しており、今後も継続して取り組みます。

男女共同参画社会の形成を推進するために、平成23年度に「みやま市男女共同参画基本計画」を策定しています。みやま市男女共同参画審議会及びみやま市男女共同参画推進本部が相互に連携し、必要に応じてこの計画の見直しを図っています。また、行政委員会と附属機関における女性登用率の向上を進めていますが、女性委員がないケースもあるため、より一層推進する必要があります。さらに、既存女性団体に対する支援を充実するとともに、今後は新しい団体の育成を進めていくことが課題です。

2 主要施策

<p>①人権擁護社会の形成</p>	<p>学校、地域、行政等での継続した啓発教育の推進や、より多くの市民へ啓発できるよう努めます。また、継続した人材育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校、地域、行政等での人権教育の推進 ●人権擁護の街頭啓発活動等をはじめ、広報紙やホームページなどを活用した積極的な啓発活動の推進 ●人権問題の解決に主体的に取り組む団体や人材の育成 ●人権問題に関わる人権擁護推進体制、相談体制の充実
<p>②男女共同参画社会実現のための環境づくり</p>	<p>「みやま市男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野で個性と能力が発揮できる機会を確保し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現のための環境づくりを推進するとともに、活動を推進する新たな団体の育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性登用の推進 ●男女共同参画社会の形成を推進するための推進体制や相談窓口などの充実 ●女性団体の育成及び活動支援

成果指標

協働で進めるまちづくり

本章では、「協働で進めるまちづくり」に向けて4つの施策項目を掲げました。地域の課題を共に考え、解決を図る、多様な主体との協働によるまちづくりを推進していくために以下の成果指標を設定し、これを基に行政評価を行いながら、計画の進捗管理を図ります。

指標名	単位	2017年度まで (実績)	2023年度 (目標)
住民アンケートにおける、「市政への市民意見の反映がなされている」と回答した市民の割合	%	8.5	10.0
審議会における女性登用率の向上	%	26.0	30.0
自治会・コミュニティ活動への参加割合	%	58.7	60.0
NPO法人数	団体	11	15
まちづくり助成団体数	団体	3	9
市ホームページアクセス数	千回/年	673	1,000

